

LED照明器具(一般屋内用に限る。)の評価基準における品質・性能

1. 評価対象電気設備機材

評価の対象とするLED照明器具は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(以下「標準仕様書」という。)に規定する以下の機材である。

機材名 LED照明器具(一般屋内用に限る。)

細 目 ー

2. 品質・性能等に関する事項

標準仕様書における電力設備工事の「LED照明器具」の規定に適合するものであること。